

せんぼく探訪 VOL.25

先月号 VOL.24に続き文化財指定の「白岩焼」を紹介します。

秋田県指定有形文化財（工芸品）

- ・指定名称等 走駒浮文湯呑茶碗（とうくうきもんゆのみちやわん）
龍形置物（りゅうけいおきもの）
- ・指定年月日 昭和28年10月5日
- ・所有者 個人

<走駒浮文湯呑茶碗>

巧妙な走駒の浮文がほどこされ、相馬焼をうつしたものである。初代儀三郎が相馬に留学中の作と伝える人もあるが、裏付ける資料は発見されていない。

<龍形置物>

素焼きの龍の置物。頭と胴と尾の組み合わせで一体を成すが、いずれの部分も細密な彫りである。作者は不明。



走駒浮文湯呑茶碗



龍形置物



葡萄葉文かめ

市指定有形文化財（工芸品）

- ・指定名称等 葡萄葉文かめ（ぶどうはもんかめ） 刻印 宝タ
- ・指定年月日 昭和53年12月6日
- ・所有者 個人
高橋多吉郎作、器形の表面を葡萄葉や菊文で装飾し、さらに緑釉をイチン風にあしらった傑作。



掛流火留

- ・指定名称等 掛流火留（かけながしひどめ） 刻印 イ直
- ・指定年月日 昭和53年4月11日
- ・所有者 個人
山手儀市郎作。口縁部に飴釉をかけ、胴体部は、飴釉となまこ釉を掛流し、色彩の見事な調和を醸し出した火留。



黒釉かめ

- ・指定名称等 黒釉かめ（くろゆうかめ） 刻印 ニ瀧
- ・指定年月日 昭和53年4月11日
- ・所有者 個人
山手瀧治作。瀧治は釉薬や形の多彩さで、白岩焼の可能性を広げた陶工だが、これは大ぶりの器にたっぷりとかかった黒釉の光沢が美しい作品。